

Title	<書評> 岩井茂樹著 『中國近世財政史の研究』
Author(s)	岸本, 美緒
Citation	東洋史研究 (2004), 63(3): 564-572
Issue Date	2004-12
URL	https://doi.org/10.14989/138137
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

書評

岩井茂樹著

中國近世財政史の研究

岸本美緒

本書の著者岩井茂樹氏は、一九八三年に發表された處女作「清朝國家財政における中央と地方」（本書第二章）以來、明清財政史研究をリードする氣鋭の研究者として、話題作を次々と發表してこられた。岩井氏の論文が、狭い意味の財政史の範圍にとどまらず、社會經濟史や法制史の分野にも廣く反響を呼んだ理由は、氏の研究が史料の一字一句をもゆるがせにしない高い實證性を保持しつつ、同時に中國の政治秩序の全體像に對する鮮明な問題關心に支えられていたことにあるといえよう。本書は、氏の二〇餘年にわたる財政史研究を集大成した五百頁餘りに及ぶ大著であり、學界待望の一冊ということが出来る。

まず、本書の構成を以下に示そう。括弧内は各章の元となった論文の刊行年を示す。

序章（書き下ろし）

第一部 財政構造における集中と分散

第一章 正額外財政と地方經費の貧困（一九九二）

第二章 正額財政の集權構造とその特質（一九八三）
第三章 清末の危機と財政（一九八〇年の修士論文をもとに加筆）

第四章 清末の外銷經費と地方經費（二〇〇四）

第二部 徭役と財政のあいだ

第五章 現代中國の請け負い財政（一九九四）

第六章 均徭法からみた明代徭役問題（一九九四）

第七章 里甲制と徭役負擔（一九九四）

第八章 一條鞭法後の徭役問題（一九九四）

終章（一九九四）

附篇 中國の近代國家と財政（一九九六）

本書の頁数の半ば以上を占める第二部（第五章から終章）の諸論文は、もともと「徭役と財政のあいだ——中國税・役制度の歴史的理解に向けて——」と題して『經濟經營論叢（京都産業大學）』に四回に分けて連載されたものである。これら第二部の諸論文に加え、學術雜誌・學術書に掲載された第二章・第四章が、本書の實證的コアをなすといえよう。序章・第一章・第三章及び附篇は、それらのコア論文を包括・連結して本書全體の問題を提示し、全體的眺望を示す役割を果たしている。コア論文に關しては、術語の統一などを除きほぼ原載時のまま収録されているが、本書が單なる個別論文の集成でなく内的な統合を保っているのは、序章から終章まで一貫する「正規の財政とその外にある非正規の財政」との「二重構造」（六四頁）の動態に對する明確な問題關心の故であるといえる。

序章において著者は、清代の有名な幕友汪輝祖が「漕飯を喫う（地方有力者が漕米の超過徴収を告發すると脅して地方官府から金をゆずること）」習慣に對して示した態度を糸口に、本書の基本課題を提示する。汪輝祖にとって、このような習慣は確かに望ましくはないものの、當事者を嚴罰に處すれば濟むというわけではなく、一朝一夕には變えがたい財政構造に深く根ざした現象として、容認せざるを得ないものであった。著者は、こうした當時の「良識」に寄り添いつつ、その論理に肉薄しようとする。當時の人々にとって常識的前提となっていた附加的・追加的課徴の存在を、財政制度の體系のなかにどのように位置づけて理解すべきか。このような附加的課徴が負擔の不均衡を通じて深刻な社會問題を引き起こしてゆくのは何故なのか。著者によれば「財政の體系は、傳統中國の政治支配秩序に特有の性質と構造を窺う恰好の分野である」（一六頁）。なぜなら、財政とは「權力團體としての國家と支配をうけいれる社會とのあいだに形成される經濟的循環」（二四頁）の動的な構造を端的に表現するものにはかならないからである。

第一章は、清代を對象として、近世中國の財政構造の基本特徴を概括的に論ずる。清代を通じて、人口増や物價騰貴に伴い必要な財政支出が増大していったにもかかわらず、正規の税額はほぼ固定的であり（「原額主義」）、そのギャップが財政難をもたらした。中央財政と區別された独自の財源をもたない地方政府では、中央による經費吸い上げと地方の財政支出増大とに挟撃され、附加税や追加的課徴、及び徭役賦課などの手段によって、經費不足を補わざるを得なかった（「正額外財政の擴大」）。明確な法的規定を

缺いた正額外の徴収は、官僚・胥吏・衙役などの不正行爲の温床となり、負擔配分の不平等に歸結した。こうして、清代後期には、中央政府の統制を受けない正額外財政が成長する（「財政の分権化」）とともに、徴税や徭役賦課をめぐる不正が社會問題となる。

第二章は、雍正年間に成立した酌撥制度を中心に、清朝財政の二重構造を解明する。酌撥制度により、各省の布政司は春秋二期に地方銀庫の現存銀額を中央に報告することを義務づけられ、各省の正額錢糧がすべて中央政府の嚴密な管理のもとに置かれる程度に集權的な財政制度が成立した。しかし、この集權的な財政體系の周圍には、その體系の硬直性を補完する形で「公」「私」曖昧な實質的地方財政が成長してくる。即ち「官の役得、吏の手數料（中略）など、個人に歸着する『私』の領域」と「提解された耗羨、歸公された陋規、また公事のため上級官廳の認可を受けて徴収される捐款など、『公』の領域」とが混淆した非正規部門がそれであり、「國家財政は、その固い殻の表面に、どこかぶよぶよとして曖昧なところのある、しかもなくてはならぬ『公』『私』の財政を厚く附着させている」（二〇五頁）。咸豐期以降、太平天國の衝撃により酌撥制度は崩壊し、急増する支出に對應するため新設された釐金などの新しい収入項目は、中央の統制外の非制度的地方財政に組み込まれた。「攤派（割り當て）」方式で地方財源の強制的吸い上げを圖る中央と、それに抵抗する地方との争いのなかで、財政権の分裂が進行したのである。

續く第三章は、前章で中央統制の崩壊という側から指摘された清末の財政権の分裂の動向を、地方督撫を核とする外省財政の側から論ずる。釐金などの新財源の徴収を行う「局」は、總督・巡

撫の人事権のもとにある半公半私の機構であったこと、戸部による集権のかつ「非人格的」な管理に代わり總督・巡撫間の私的關係を通じて協餉の確保が目指されるようになったこと、が指摘される。第四章では、「外銷」という概念を軸として、清末地方財政の性格に對する著者の理解を提示する。著者によれば、「外銷」は「内銷」に對比される語で、一八世紀後半から史料上に見え、當初は、地方政府の支出のうち、戸部などの中央官廳に報銷（報告し承認を受けること）することのできない正額外の支出を指すものとして用いられていたが、一九世紀前半には、省財政を統括する總督・巡撫に報告しその承認を経て使用される地方經費を指すようになった。太平天國以後の財政難のなかで、外銷款項の資金を中央に吸い上げようとする戸部とそれに對抗する地方督撫との綱引きが演じられた。外銷款項の増大は一面では督撫の統括する省財政の強化を示すが、他面では正規の外銷款項のさらに外側に、外銷すらされない州縣レベルの附加税や中飽など、私的な資金調達領域を成長させていたことに注目すべきである、とする。

以上、第一部の諸章は、清朝財政の展開を跡づけながら、清代財政制度の基本特質を鮮やかに讀者の眼前に提示する。中央政府の集権的な財政管理が清末に至って崩れ、督撫中心の地方財政が成長してきたという概略の動向に關しては、従來の研究の殆どが一致するところであるが、著者の觀點の獨自性は以下のような點にあるといえよう。第一に、上記の變化を基底とする財政の基本構造として、集権的な正額財政とその外側に附着する非正額財政との表裏一體の二重構造を示したことである。中央財政と地方財政との間の制度的區分が存在しなかつた當時の財政制度において、

地方官衙は戸部の指令のもとで出納を行う中央の出先機關と觀念され、正額財政に關しては極めて集権的な財政管理が行われた。一方で、中央の監督する正額財政の金額上・運営上の硬直性は、その必然的な補完物として、附加税や手数料などの形で徴收され柔軟に運用される正額外の實質的地方財政を生み出さざるを得ない。「兩者は相互に補完的であると同時に、課税對象を共有するという點では對抗的でもある」（一九二頁）。このような觀點からみたとき、清末における中央統制の弛緩は、清朝の財政制度の崩壊というよりは、元來の基本的財政構造のなかに「種の遺傳子」として含まれていた「財政の重層性や分散性という形質が全面開花」した局面として捉えられることとなる（一六五頁）。清代中期の集権的システムと清末の督撫財政とは、同じ財政構造が時に應じて示す二つの面貌なのである。

第二に、このような二重構造を、中央對外省の關係のみならず、省と地方政府、さらには州縣衙門の内部にも存在する入れ子構造的な同型性の問題として示した點に、本書の新味が存在する。二重構造論の機能概念化ともいえるこの觀點は、第二・第三章では必ずしも明示されていないが、二〇〇四年發表の第四章において強調される（なお、一九九四年原載の第八章、三九二頁にも關連の指摘がある）。その結果、清末の省財政についても、單なる分権化というのみならず、省財政内部の緊張關係をも含みこんだ、より立體的かつ動態的な歴史像が提示されることとなった。督撫を中心とする清末地方財政の集権化・正規化の側面を強調する議論は山本進らによつてなされてきたが、著者の入れ子型構造論は、山本の議論を受け止めつつ、著者独自の重層的なモデルを示したも

のといえよう。

さて、清朝財政の全體像を論じた第一部に對し、第二部では、上述の二重構造のうちの非正額財政を構成する附加的・追加的徵收の問題に焦點をしぼり、清代を前後にはさむ明代と現代に焦點をあてて、國家と社會との相互作用の長期的動態を考察する。時代順の論述ではなく、まず最初の第五章で現代中國の請け負い財政が扱われていることは、讀者の意表をつく構成ともいえるようが、その考察は新聞・雜誌や新版地方志など史料の博搜に基づく着實なものである。著者によれば、改革開放政策下の中國農村において社會問題化している「攤派」（租税外の分擔金の徵收）と「義務労働」の過重という事態は、各級地方政府が上級に對し一定の送金の義務を負うとともに地方經費を目前で調達する「財政包干（財政請け負い）」制度のもとで、収入を増加させようとする地方幹部の行動に由來する。即ちそれは、「國家の管掌する法定的な財政——預算内の財政——と、下部の權力機構が支配する攤派や附加税を財源とする預算外經費とが併存する、二重構造の財政體系のなかで生じる構造的問題」（二四三頁）であり、そこには明清時代の徭役をめぐる社會問題と同根の構造が看取される、という。

第六章から第八章は、時代をさかのぼって明代の徭役制度にかかわる若干の問題を取り上げ、財政の二重構造という觀點から分析する。第六章では明代前期の重要な改革の一つである均徭法を扱い、これを里甲單位で雜役を割り當てる方式とする從來の解釋に對し、本來の均徭法はそうでなかったこと——即ち當該年の一縣の應役戸全體を所屬里甲にかかわらず負擔能力順に並べた簿冊

を作り、上から戸ごとに役を割り當ててゆくという方式であったこと——を論證する。里甲役の場合は在地の指導力といった要素が重要であるが、雜役の場合はそうした要素を必要としないので、このような方式の方が寧ろ自然である。ここから示唆されるのは、明初の里甲制は、もともと徭役の收取を中心的目的として構想されたものではなかった、ということである。續いて里甲正役の性格を論ずる第七章では、まず里甲正役の「正役」と古代國家の「正役」との相違が指摘される。明代徭役の負擔基準における「人丁」の要素は、古代の「正役」における成人男性への一律科派と異なり、戸の資産評價の一部にすぎず、これを以て古代的體制の殘存と見なすことはできない、という著者の議論は、小山正明や重田徳の有力學說に對する鋭い批判である。それでは「里甲正役」とは何なのか。著者は、里甲制度の發足時において里長戸の主要な職責とされた「催辦錢糧、勾攝公事」の二事のうち、多様な公的事務一般の負擔をさすものとして従來理解されてきた「勾攝公事」について再検討を加え、新たな解釋を示す。著者によれば、同時代史料に見える「勾攝公事」とは事件・訴訟關係者の拘引をさす語であり、公務一般をさすものではない。即ち、里長戸の職務は州縣官府の指揮のもとに徵税と治安維持の補助を行うという限定されたものにすぎず、その他の徭役負擔は本來の義務ではなかった。それにもかかわらず、追加的・附加的な課徴としての徭役の増大に伴い、その負擔が里甲に課せられたところに、明代の深刻な徭役問題の根源がある、という。

こうした徭役問題を解決するために明末には、各種の徭役負擔の一本化と定額化を目的とした一條鞭法が施行される。第八章で

著者は、一條鞭法の施行後も繼續した徭役問題を検討し、それがかつての徭役の單なる殘存としてとらえるべきでなく、一條鞭法により徭役部分を繰り込んで成立した新たな正額財政の外に再び成長してきた非正額財政の問題として理解すべきことを強調する。明末の改革は確かに徭役問題を緩和したが、「それが徴收方法についての改革に終わるかぎり、すなわち財政體系の構造そのものに手を着けずに終わるかぎり、一種の『いたちごっこ』でしかない」(四四七頁)という。

以上、第二部の諸章は日本の學界において膨大な蓄積のある明代の徭役制度を扱うが、その特色はまず第一に、徭役問題をトータルな財政構造のなかに位置づけて考察しようとする明確な姿勢にある。社會構成論的な關心をもつ從來の明代賦役制度研究が、もっぱら徭役の科派方法と在地の階級構造との關係に着目し、國家の階級的基礎という觀點から賦役改革の歴史的意義を論じようとしてきたのに對し、著者は明代の徭役問題の基礎に、非正額財政の膨脹に伴う不正・中飽の盛行を見だし、一條鞭法などの賦役改革は、そうした問題に對應するために非正額財政を正額化した中央の管理のもとに置こうとする試みであつたとする。その結果として、明末清初の賦役改革に対する歴史的な位置づけも大きく異なってくる。階級的視點からする研究が、明末清初の改革における賦役の土地税への一本化や優免の限制に「重層的身分關係の崩壊」(小山正明)、「中國における封建體制の成立」(重田徳)といった時代を劃する大きな意義を見いだしてきたのに對し、著者はむしろ、それら諸改革を超えて繼續する基本構造としての正額・非正額財政の二重構造に問題の根幹を見るのである。むしろ、

個々の徭役制度の背景にある歴史的條件も分析されているが(例えば第八章第一節の里甲制論)、ここでは徭役制度の歴史的變化が主要な論點となつていてのではない。

第二に、第六・第七章で行われた均徭法や里甲制の再検討により、里甲制に對する通説が大きく見直しを迫られたことも、本書の意義として特筆すべきである。里甲制はもともと徭役收取を目的に作られた制度ではなく、里長の主要な職掌の一つである「勾攝公事」とは事件・訴訟關係者の拘引をさす語であつてそれ以外の意味はない——こうした著者の主張は、本書全體の議論の本筋から見れば副次的論點かも知れないが、里甲制研究に與えた衝撃は大きい。特に著者が小説などの口語的用法に着目しつつ展開した「勾攝公事」論は、鐵案というべきであろう。

如上の分析を経て、本書の終章で描かれる著者の中國政治秩序像は、以下のようなものである。「巨大で複雑な、又持續的に發展する社會のなかに、貧弱な管理能力と部分的な秩序形成の能力しかもちえぬものでありながら、國家がすべてを管理するという幻想にとりつかれ、また、こうした政治文化に沿つたものであることによつてのみ、正統性を保證されている專制的な權力團體が屹立する」。國法や正額財政の領域では確かに集權的な管理が實現されているが、それが國家の機能をすみずみまで覆うことは想定されていない。「このいささか硬直した中心の領域を超えたところに、中心の領域からの壓力にたくみに對應しつつ、(中略)社會の現實に即した二次的な秩序をつくりあげる柔軟な構造がぶ厚く存在している」。「柔らかいゲル」のようなこの周邊構造によつてこそ、中心の領域は社會から養分を吸収することができ、ま

た權力の實質的分散があつてこそ、皇帝の「萬機總攬」の理念が保たれる、と。著者は、中國專制國家の集權的政治秩序が直接に人民まで及んでいた（ないしは原則上及ぶべきものであつた）ことを論ずる中國史研究會の吉田法一・足立啓二等の觀點——「法は中間的諸團體によつて阻止・變容されることなく、ストレートに人民にゆきわたる」（吉田）、「社會的な意志決定の機能は（中略）、中間諸團體を飛び越して、官僚機構を軸に、最終的には皇帝權のもとにまで集中されている」（足立）など——を批判しつつ、中國の專制權力の絶對性はまさに權力の分散構造によつて支えられていたことを強調するのである。

以上のように、集權的な中央管理の固い殻の外側に附着する柔軟な分散的構造、という著者の中國政治秩序像は、各章の實證的な議論のなかで繰り返し提示されながら、最後の結論へと收斂してゆく。本書の議論の獨創性と研究史上の意義については、第一部・第二部の紹介の末尾でそれぞれ私見を述べたので、ここで繰り返すことは控えよう。以下書評の常道として、本書の議論をクリティカルに吟味してゆくべきところであろうが、それは大変難しい。その理由は、評者が賦役制度史の専門ではないということもあるが、本書の實證と論理との堅固さにもよる。本書は國家の支配構造全體を射程にいれ、時代的にも長期にわたるスケールの大きな議論をしているにもかかわらず、極めて緻密な、隙のない書物である。著者の方法が、外在的な枠組の適用でなく、當時の人々の觀點に密着して「構造」を理解しようとするものだからであろうか、無理な解釋に伴う違和感が殆ど感じられない。また、ありうべき批判や疑問に對しては、著者自身が本書のなかですで

に周到な反論や回答を準備している。従つてここでは、著者の議論に觸發されて思い浮かんだ若干の感想を述べることによつて、書評の責を塞ぐことをお許しいただきたい。

本書の論點のなかで評者が最も刺激を受け、また反省もしたのには、里甲制をめぐる議論である。里甲制が役困のなかで解體してゆく明末清初の時代を専門とする評者の目から見て、里甲制は、經濟の自然な變化に對應できない不合理な制度のように見えていた。それは、朱元璋の獨特の理念によつて強引に作られた特殊な「固い體制」として明初體制を見る見方にもつながっていた。しかし著者によれば、里甲正役の本来の目的は「徵辦錢糧、勾攝公事」即ち村内の錢穀と刑名に關する補助的な業務にすぎず、それは「本来官府の財政的資源を獲得する目的で設定された役ではない」（二二五頁）。一六世紀以降顕在化した「役困」は「本来の里甲役という『正役』そのものから發した問題であるというよりは、その時代の財政の構造から派生した里甲役にたいする附加的・追加的な課徴の問題である」という（六六頁）。著者のこうした主張は説得的なものであり、固い不合理な制度としての評者の里甲制イメージは大いに變更を迫られたのである。

里甲正役が財政的資源獲得のための「本来の意味における差役・徭役」と無關係に設定されたものであつた、とする著者の指摘は鋭い。しかし、里甲正役は財政的負擔を直接に負う筈のものではなかつたとしても、むしろ賦役徵收におけるリスクを負うといった意味で財政上大きな意味をもつていたといえるのではなからうか。納稅戸が先を争つて税を納めるならば、里長の役務はほとんど負擔にならないこともあるだろうが、納稅戸の納稅拒否や

逃亡、或いは胥吏の勒索といった事態のもとでは、里長戸の負擔は無限大となり得る。そして、そのリスクが「徵辦錢糧」のなかに本来埋め込まれていたという点では、明末の役困はやはり「正役」そのものの問題とも言えるのではないだろうか。そして、「一條鞭法以後も糧・里系統の「正役」が根強く残存したということ」は、リスク負擔に關わる徭役の定額化がとりわけ困難であった事情を示唆しているように思われる。

財政問題としての徭役問題とは、追加的課徴自體の問題であると同時に、正額と非正額を含めた課徴を實現する際のリスクの負擔のさせ方の問題でもあると考えられる。そしてリスクという計量しえないマイナスイヤクをどのように負擔するかという点から見ると、やはり明代と清代以降との間には「いちちごっこ」という語では表現しきれない大きな變化がある。明末の里長戸がリスク負擔を義務化されているが故に異常な壓力にさらされたのに對し、清代にはそのような義務化の制度はほぼ解體し、リスクは包攬などの形でいわば市場的に處理される傾向にあったといえよう。そして、本書第五章の分析から見ると、現代中國でも、里甲制のようにリスク負擔そのものが農民の義務とされているという事態はないように見える。

むしろ、著者にとってこのような問題は、すでに解決済のものかもしれない。本書における里甲制への言及は「里甲正役は本来徭役收取とは無關係であった」というネガティブな方向の論證に重心を置いているが、本書未収録の論文「公課負擔團體としての里甲と村」（森正夫他編『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七）で著者が扱っているのはまさに「團體的税・役負擔シス

テム」としての里甲の性格である。この論文で著者は「財政」という語をキーワードとして用いてはいないが、「團體的税・役負擔システム」の問題は、財政におけるリスク處理の問題として扱うこともできるのではないかと、というのが評者の未熟な感想である。

第二に、本書の「反歴史」的「構造」論について述べたい。本書の焦點は、中國近世・近代財政の「二重構造」問題、即ち集權的に管理される正額財政とその周圍に生み出されてくる曖昧なしかし不可欠の非正額財政との表裏一體の「構造」へと、息苦しいまでにびびったりと据えられている。「構造」という語は、戦後日本の中國史研究のなかでも盛んに用いられてきた。「中國古代國家の形成と構造」（西嶋定生）、「郷紳支配の成立と構造」（重田徳）、「中國封建國家の支配構造」（川勝守）など、「構造」という語を冠した著作は枚擧に暇なく、「構造」という語は戦後日本の中國史學の意識されざるキーワードであったともいえよう。しかし本書でいう「構造」は、従来の「構造」論とはやや異なる。時代區分的問題關心と結びつき、ある時代の國家や社會を一つの社會的實體ととらえて、特定の階級的基礎の上に成り立つその全體構造を分析しようとする上記のような諸研究に對比して、本書でいう「構造」は、時代的變化やマクロ・ミクロの諸局面を通底して發現する秩序生成のかたち、いわばその形態學的な共通性をさす。

議論の出発點として第一章・第二章で提示されるのは、清代におけるウルトラ集權的な國家財政とその周圍に成長する實質的地方財政の二重構造であるが、著者によれば、このパターンは財政

の分野のみに限定されるものではなく、「財政においては正額・正額外の部分、また官廳機構内における官僚組織と幕友・胥吏組織、裁判・法制における『上申』案と『州縣自理』案」(六二頁)など、官僚制や司法制度にも發現している。第四章で検討される「外銷」の概念が、裁判における「外結」、諸事務における「外辦」、人事における「外補」など、中央の指示・認可を受けず地方レベルで處理し得る範圍を示す諸概念と共通性をもっていることは、著者は特に論じてはいないものの、讀者にとつては自ずと想起される事柄であろう。またこの二重構造は前述のように、中央と外省との關係のみならず、省と州縣、さらに州縣衙門や中央官廳の内部にも「マトリョーシカ人形のように」出現する(一九三頁)。時代的な變化という觀點から見ても、明代の里甲制から明末の諸改革を経て現代中國に至る税・役制度の大きな轉變の背後に同じ構造が持續している。

著者自ら「五百年間の歴史を超えて等質性を見いだそうとする『反歴史』的考察」(三九二頁)とやや挑發的に述べるように、どこを切っても同じ構造が遍在するこのような秩序像に、「超歴史的」「停滞論的」といった否定的レッテルを貼ることはたやすいであろう。しかし本書において、こうした基礎的な構造への關心こそが、五百年間の税・役制度の變遷を内在的に理解する鍵となつてゐることは疑いを容れない。一見多様な現象を相互に切り離されたバラバラの問題ととらえるのではなく、多様性の背後にある一貫した秩序生成の論理への着目を通じて整合的に理解しようとすること——ここにこそ「歴史學」の面白さがあるともいえ、本書はその鮮やかな成功例の一つと見なすことができよう。

ただ同時に、著者がこのような構造を「兩税法體系」(その説明は二五一―二五二頁の「補記」でなされている)の特質としてとらえていることにも注意しなくてはならない。それでは、兩税法以前と兩税法體系とはどのように區別されるのか。たしかに古代國家の力役が戸を單位としない人丁そのものへの一律の科派を原則とするものであったという點(三三四頁)では、明代との相違が見られるだろう。しかし、「中央集權的な管理を指向する法定的な租税と、主として地方的な科派たる附加的・追加的な諸負擔との二層構造、法定的な財政の體系のなかに地方官府の經費がきわめて不十分にしか用意されていないことによる地方財政の不在ないしは脆弱、法定的財政においてしばしば預算額の固定化・硬化化を導く原額主義の傾向、以上の三點によつて決定づけられる實質的な地方財政の請け負いの構造」(二五〇頁)を「兩税法體系」の財政的特質とするならば、兩税法以前においてそのような構造が存在しなかつたといえるだろうか。少なくとも「郷官部吏は、職は斯しく祿は薄く、車馬衣服は一に民より出づ。廉なる者は足るを取り、貪なる者は家を充たし、特選の横調は紛々として絶えず、送迎の煩費は政を損い民を傷つく」(『後漢書』左雄傳)とある如き正額外の附加的徴收は、古代においても稀ではなかつたと想像される。本書の中心課題である財政の二層構造の始まりについては、より明確な説明が必要なのではあるまいか。

最後に、本書の研究史的立場づけについて述べたい。本書においては、財政史・徭役史上の實證的先行研究に關して、極めて周到な言及がなされている。一九六〇年代の明代徭役研究を理論的にリードした小山正明・重田徳などに對する批判的緻密さ・的確

さも敬服に値する。ただ、本書を一貫する財政の二重構造というアイデアに關しては、先行研究への言及がもう少しあってもよいのではないかと感じられた。というのは、評者の管見の範囲でいうならば、例えば村松祐次が『中國經濟の社會態制』（初版、一九四九年）のなかで、中國の政府が清代以前から「極めて統一な、中央集權的な外形の下に、甚だ複元的・分散的な傾向を包藏していた」と指摘していることに評者はかつて強い印象を受けた記憶があるからである。村松は、民國期の財政を主要な題材として中國財政の性格を素描し、田賦の「額征」主義とそれに附隨する各級政府の連鎖的な「定額請負」的關係、また私人的性格と威力的性格を併せ持った中國各級政府の性格、といった諸點を強調している。村松の中國財政論は四〇頁弱にすぎないが、そこには、本書の論點と呼應する鋭い指摘をいくつか見いだし得るように思われる。

私がここで村松の研究に言及するのは、本書のオリジナリティーに限定を附そうという意圖では全くない。分厚い實證に支えられた本書の議論の独自の價値は明らかである。ただ、戦後日本の中國史學のなかでもすれば「停滞論的」と見なされ忽視されてきた潮流のなかに、このような論點が先驅的に提示されていたことに興味を覚えるのである。また、同じく國家と社會との相互

作用に關心をもちながら、中央集權的な財政を起點にそれが生み出す「二次的な秩序」としての非正額部分に注目する本書の議論に對比して、村松の場合は、第一義的な關心の對象は中國の一般の經濟秩序の形態であり、財政に表現される政府の性格は村落・ギルドなどと並ぶ中國經濟の「競技規則」の一つとして取り上げられている、そうした視點の方向性の違いも面白い。その意味では、終章において著者が、中國史研究會のやヤストレートすぎる專制國家秩序論を論争對象とし、これに對する批判を以て本書をしめくくったことは、いささか残念にも思われる。より洗練された視點から中國財政の重層性に着目しつつ秩序のかたちを論じようとした研究が、從來存在しないわけではないからである。

以上、未熟ながら率直な感想を述べさせていただいた。本書の緻密な實證と重厚な論理を十分理解しえないが故の妄言もあることと思われる。謹んで著者・讀者のご海容を乞うとともに、明末の中央政治や邊境社會、また明清時代の鄉村の職役などに關し、次々と大作を發表しておられる岩井茂樹氏の研究の更なる展開を祈念して擲筆したい。

二〇〇四年二月 京都 京都大學學術出版會

A五判 五十五八〇頁 六六〇〇圓